愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金
（第３期）
Ｑ＆Ａ

令和７年４月２５日

一般社団法人愛知県ＬＰガス協会

目次

1　基本事項 2
2　値引き額について 3
3　値引き対象期間について 4
4　値引きの対象について 5
5　支援金交付申請について 8
6　値引きの周知、明示について 8
7　実績報告について 9
8　抽出検査について 10
9　交付要領について 11-21

１　基本事項

（１）第３期事業の目的や趣旨は。

A.第１、２期事業と同様に、電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、愛知県内の約１０１万世帯等が使用しているＬＰガスについても、引き続き、その料金が高騰していることを受け、一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。

（２）本事業には必ず参加しなければならないのか。

A.本事業は、ＬＰガス業界が国等に要望して実施に至ったものです。愛知県内の一般消費者等のＬＰガス価格高騰の負担軽減を図るため、できる限り多くのＬＰガス販売事業者のご参加をお願いします。

（３）事業の今後のスケジュールは。

A.事務局は一般社団法人愛知県ＬＰガス協会ですが、支援金センターを独自に開設（外部委託）し、支援金事務を行います。

2025 年４月２８日　協会ホームページ支援金特設ページ開設
2025 年４月３０日　支援金センター開設
参加確認書、交付申請受付の開始
2025 年６月、７月　販売事業者による値引きの実施（概算払なし）
（６月検針分又は７月検針分のガス料金から値引き）
2025 年６月～８月　実績報告書の受付
2025 年７月～９月　根拠書類の提出、審査後に支援金支払

（４）第１、２期事業と違う点は何か。

一般消費者等のＬＰガス料金を値引いていただき、販売事業者にその原資を補助するスキームは変更ありませんが、以下の点が変更点です。

①　支援金の金額

３期事業：１消費者等１契約につき上限１,６００円（税抜）
２期事業：１消費者等１契約につき上限１,０００円（税抜）
１期事業：１消費者等１契約につき上限２,０００円（税抜）

②協力金の金額

３期事業： 一律１０,０００円（税抜）＋１００円（税抜）×
消費者等数（上限１０,０００戸)、最大１,０１０,０００円（税抜）

２期事業： 一律１０,０００円（税抜）＋１００円（税抜）×
消費者等数（上限１０,０００戸)、最大１,０１０,０００円（税抜）

１期事業：一律１０,０００円（税抜）＋５０円（税抜）×
消費者等数（上限６００戸)、最大４０,０００円（税抜）

③ガス料金値引き期間

３期事業：令和７年６月分又は７月分検針分のガス料金から値引き、１回限り

２期事業：令和６年５月分又は６月分検針分のガス料金から値引き、１回限り

１期事業：原則、令和５年５月のガス料金、但し２か月にわたっての値引きも可

④事業への参加、交付申請手続きの簡素化

３期事業：第 1、２期事業に参加された事業者へ登録済の情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化

２期事業：1 期事業に参加された事業者へ登録済の情報を印字した参加確認書を送付することにより、手続きを簡素化

１期事業：交付申請書に添付書類を添え提出

※ただし、３期事業から新たに事業に参加する事業者は交付申請手続きが必要。

２　値引き額について

（１）値引き額１,６００円はどのような考え方か。

A. 1,600 円の考え方の根拠としては、

・まず、支援する期間としては、国の都市ガス支援期間と同様に、2024 年 8 ～10 月（酷暑対応）及び 2025 年 1～3 月（厳冬期）を支援期間として定めています。

・2024 年 8～10 月の支援については、2024 年 8 ～10 月の平均単価（8,951 円）と、物価が高騰し始めた前々年同時期（2022 年 8 ～10 月）の平均単価（8,705 円）の差を比較したところ、10 ㎥あたり 246 円上昇していました。

・次に、2025 年 1～ 3 月の支援については、予算積算時点における直近公表（2024 年 9 ～11 月）の平均単価（8,951 円）と前々年同時期（2022 年 9 ～11 月）の平均単価（8,742 円）の差を比較したところ、10 ㎥あたり 209 円上昇していました。

・また、1～3 月については、厳冬期であり、本県の下半期（10～3 月）の LP ガス平均使用量は 14 ㎥であるため、先ほどの 209 円を 1.4 倍した額である 293 円を支援額としています。

・したがって、先ほどの 246 円に、2024 年 8 ～10 月の 3 か月を乗じた額が 738 円であり、また、293 円に、2025 年 1～3 月の 3 か月を乗じた額が 879 円であることから、これらを合計すると、1,617 円となるため、十の位を四捨五入し、1,600 円としています。

（２）値引きは、消費税課税前か、課税後か。（値引きのイメージ）

Ａ.値引きは、消費税課税前の元値から行う。値引き後に課税し、請求額を算出します。　＊支援金は、不課税のため、支援金分の預かり消費税はなく消費税納税も発生しません。

（例）　値引き前：税抜き５,０００円（税込５,５００円）の場合

５,０００円（元値）－　１,６００円（値引き分）　＝　￥３,４００円

３,４００円　×　１．１(消費税）＝　３,７４０円

消費者への請求額（値引き後）　：　３,７４０円

（３）支援金は税抜き金額とのことだが、それでは消費税分は事業者の負担となるのではないか。

A.本支援金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあたらず、課税の対象とならないもの（不課税）です。

　したがって、支援金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担は、ありません。

　なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。

（４）支援金は税抜き金額とのことだが、顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。消費者へ値引き額を、１,７６０円と表示することはいいか。

A. システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（１／１．１）となる。

３　値引き対象期間について

（１）値引きの期間は、どのような考え方か。

A.値引きは、令和７年（2025 年）６月又は７月の検針分のガス料金（消費税課税前）から 1,600 円を上限に行っていただきます。（１消費者等につき１回限り）

2か月にわたっての値引きは認められません（1か月分のみが補助対象）ので、ご注意ください。

（2）1,600円の値引きが、「令和7年（2025年）6月又は7月の検針分のガス料金（消費税課税前）」からの値引きが補助対象ということだが、当該月の料金が1,600円に満たない場合の扱いは。

A.1,600円は上限であり、6月又は7月の検針分のガス料金が1,600円未満の場合は、1,600円未満の値引きとなります。なお、2か月にわたっての値引きは認められません（1か月分のみが補助対象）ので、ご注意ください。

（3）値引きは、「6月又は7月の検針分のガス料金（消費税課税前）」とのことが、A消費者は6月検針分、B消費者は7月検針分と値引き月が消費者によって異なってもよいか。

A.お見込のとおり、それぞれ補助対象です。

（4）値引き対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。

A.調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

4　値引きの対象について

（1）値引きの対象者は。

A.液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、愛知県内でＬＰガスを使用する者になります。

・ 体積販売で供給されている者を対象とし質量販売については対象外となります。
・ 国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）は、対象外となります。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設は値引きの対象となります。

（2）体積販売に限定し、質量販売を対象外とする理由は。

A.質量販売については、キャンピングカー、キッチンカーなど移動可能な設備で使用できるため使用場所を愛知県内に特定することが困難なこと、また支援対象期間における使用量の把握が困難なため対象外としています。

（３）愛知県内でＬＰガスを使用する者というのは、メーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A.愛知県内にＬＰガスを使用する住所（ガスメーター設置住所）が対象であり、消費者住所は、県内、県外を問いません（学生、単身赴任者など）。

（４）事業所が県外にある販売事業者であるが、愛知県内の一般消費者等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。

A.愛知県内の一般消費者等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となり、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

（５）使用量が０㎥、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

A.ガスメーターが閉栓中である場合は、基本料金が発生しませんので対象外です。使用量が０㎥でも、開栓中の場合は対象となります。

（６）使用量が少なく基本料金も少額で請求金額が 1,600 円未満の場合も値引き対象か。

A.基本料金＋従量料金の合計が、1,600 円未満の場合は、その金額を限度に値引きをお願いします。

（７）値引きをするガス料金は、基本料金、従量料金どちらからでも良いか

A.お見込のとおり。なお、ガス料金以外の請求額からの値引きは認められません。LP ガスの商慣行是正に係る「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令について三部料金制（基本料金、従量料金、設備料金）の徹底に係る規律については、2025 年 4 月 2 日に施行となりましたので、ご注意ください。

（８）一つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A. 2 世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

（９）事業所などで使用されるＬＰガスも本事業の対象に含まれるのか。

A.本事業の対象は、液化石油ガス法第２条第２項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

（10）居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引き対象はどうなるか。

A.検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引き対象となるかご確認ください。

（11）別荘等で、たとえば６月、７月ＬＰガスを使用しない場合も対象となるか。

A.事業実施期間（６月又は７月）の間に開栓されていれば、対象となります。

（12）不良債権需要家（料金滞納者）の滞納ガス料金への充当は、可能か。

A.充当は、できません。

（13）コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A.対象になります。

（14）登録ガス小売事業者（ガス事業法第３条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A.今回の値引きについても、ガス事業法第１４条及び第１５条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。 ※詳細については、中部経済産業

局資源エネルギー環境部 電力･ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。

5　支援金交付申請について

（１）交付申請又は参加確認書提出時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか。

A.多少の増減であれば問題ありません。交付申請又は参加確認書提出時は、見込みの対象件数で構いません。対象件数が大きく異なる場合（２０％程度）は、原則、変更申請を提出願います。

（２）愛知県内に営業所等が複数あるが、申請単位は、営業所等の単位でいいか。

A.県内に本社がある場合は、本社からの一括申請をお願いします。
ただし、システム上などの都合がある場合は、申請単位の分割も認めます。
なお、協力金（最大 1,010,000 円）については、会社単位での交付となります。

（３）支援金の交付申請（又は参加確認書送付）をしたが、交付決定（又は参加受理）までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請（又は参加確認）をしても、交付決定（又は参加受理）がなされない場合はあるのか。

A.第１、２期事業に参加いただいた事業者は、第１、２期事業交付申請時に審査していますので、原則、速やかに参加受理いたします。また、３期事業から参加される事業者は、申請書到達から交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日としていますが、迅速に処理するよう努めます。
また、支援金対象者の要件を満たしていれば、交付決定されます。

6　値引きの周知、明示について

（１）一般消費者等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

A.検針票や請求書、別紙などにより、次のことを明示してください。

① 「愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金」による値引きであることの明示
【記載例】料金の内訳欄等に「愛知県ＬＰガス価格高騰対策支援金による値引き」、「愛知県ＬＰガス価格高騰支援金による」、「愛知県ＬＰガス支援金による」と明示するなど（システム上、字数制限がある場合の例）

②値引き額の明示　【基本料金、従量料金等の合計額から値引き額を差し引いて

値引きを行う場合】 料金の内訳欄等に値引き額として「1,600 円」と明示するなど

（２）自社独自の値引きを既に実施しており、それに愛知県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

A.愛知県の支援金による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなど何らかの方法での対応をお願いします。

（３）顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。

A.システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（１／１．１）となります。

（４）本支援金による値引きについて、愛知県、協会では一般消費者等(値引き対象者)への周知はどのように行われるのか。

A.本事業（支援金）については、愛知県広報、県のホームページ、愛知県 LP ガス協会ホームページ等で周知を行います。

また、事業者から消費者へは支援金センター作成の「ＬＰガス使用者向けご案内チラシ」などを使用して、周知を行ってください。また、事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。

※LP ガス販売事業者には、検針票・請求書・案内文書等への記載により、県民の皆さまに愛知県の支援金による値引きが実施されていることが分かるようにお知らせをお願いします。

※「値引きの周知」と「値引き額の明示」を 1 つの書類（検針票など）で同時に実施することも可能です。

7　実績報告について

（１）販売業者の事務が煩雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A.支援金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、ご協力のほどお願いします。

（２）実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「値引き前の金額」「値引き後の金額」があるが、システム上、どちらかのみの記載しか対応できないが、どうすべきか。

A.「値引き前の金額」又は「値引き後の金額」どちらかの記載をお願いします。なお、値引き額の記載は、必須となります。

（３）実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「値引き額」のほか「値引き前の金額」又は「値引き後の金額」の記載が必要とのことだが、その理由は。

A.値引き月のガス料金が支援金値引き後にマイナスになっていないか確認するためですので、ご理解願います。マイナス分を翌月に繰り越す場合、翌月分は補助対象外となります。

（４）実績報告書の提出が、膨大な事務処理のため提出期限に間に合わないが、どうしたらよいか。

A.提出期限までに間に合わないことが想定される場合は、提出期限前に支援金センターにご相談ください。

8　抽出検査について

（１）検針伝票等 事業者控えが残らない場合(web 明細等)値引きの事実はどう確認するのか。

A.値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどを提出いただき、確認をさせていただきます。

（２）システムの改修が出来ず、値引き額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。

A.検針伝票（値引き前）プラス 値引き額を明示した別紙、又は検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどで確認させていただきます。